

うわけでございます。

次の五点目でございますが、催し物でございます。

ことしの催し物につきまして実行委員会で十分検討させていただいたわけでございますけれども、あいにこの天候によりまして流し踊りは中止になったわけでございます。この場合に延期等の考えはなかったかという御指摘でございますけれども、奥さん方を何日も拘束するというふうなことにについては、非常に問題があるというふうなことでございます。といえますのは、四月の時期といえますのは、お互いに忙しいというふうなことで多忙でございますので、実行委員長さん、文化連盟の委員長さんからも御発言がございまして、二日間とか、三日間をとるというふうなことにについては異論がございまして、万やむを得ず一日というふうな形にさせていただきます。ことしは最悪になりました。天候が不順でございましたために中止になったわけでございます。今後それらについてもまた検討させていただきたいと思うわけでございます。

次に、露店の出店でございすけれども、露店の出店については、実

行委員会としては関与をさせていただいておりません。と申しますのは、路上に出す場合につきましては、警察の許可が必要でございます。それから民地に出す場合には、個人の所有の承諾というふうなことで、現在につきましては、実行委員会としてはそれらについての考えは持っていないわけでございますけれども、ただ路上につきまして、現在あの道につきましては、狭隘でございます。そういうふうなことで警察といたしても、これらについて許可をするというふうなことはないのではないかというふうに判断申し上げております。

それから、七点目の今後の計画でございますけれども、先ほど市長が答弁申し上げたわけでございますが、実行委員会組織というふうな形があるわけでございます。そういうふうに福生といたしましては、実行委員会組織をとっていただきますのが、桜祭りかその一つでございますけれども、このいろいろな問題につきまして実行委員会に取り上げさせて、提案させていただきまして、検討させていただきたいと思う次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○企画財政部長（内田和雄君） 自席からお許しをいただきました。熊川分水の課税状況について市長の補足答弁をさせていただきます。

これらの用水は、地方税法第三百四十八条に固定資産税の非課税規定がございまして、同条の第二項第六号に、公共の用に供する用悪水路のため池、堤とう及び井溝という非課税の対象となる用途規定がありまして、熊川分水については、現在分筆されているものが一部非課税となっております。ほとんどは分筆されておりませんので、課税対象となって現在課税してございます。

以上、熊川分水の課税状況の答弁とさせていただきます。
○六番（齋藤 巽君） 自席からお許しをいただきました。再質問をさせていただきます。

ただいまは市長並びに関係部長に答弁いただきました。大変ありがとうございました。

南田園地区の公共整備の中で、五日市線盛り土及び五日市街道の下の川の改築工事に合わせて整備ができること、これは隧道ができるという

御答弁で受けております。早急にできるように努力をお願いしたいと思います。

また、今後、今下の川の調査等が入っておるわけでございますが、この調査と合わせて、現在もこの隧道について調査をしていただけたらと思っております。

また、現況から見ましても、五日市線の所には公園等もありまして、なかなか通路のつくり方も難しいかと思いますが、下の川のふたかけをして、そこが通路になるのか。それともまた、下の川と平行して将来的に向けて別に道路をつくって、それで現在の道路と結びつけるのか。その点についてもう一度お願いいたします。

また、五日市街道の方につきましては、現在、前回の議会等でも一般質問でありましたとおり、七小の交差点の歩道橋との関連も多少あるかと思いますが、やはり七小の東口の方にこの通路が当たるかと思っておりますので、この道路が早急にできることによりまして、やはりこの道路は平面交差でもございまして、非常に交通安全にもすべて使いやすく、

大きな通学生の利用になろうかと思っておりますので、非常に便利ではなからうかと思っておりますので、歩道橋等に合わせてお願いしたいと思っております。

また、富士見橋につきましては、やはりこの隧道または下の川の改築工事等につきまして、何らかの形でこれがかかわり合いを持つと思っております。そして、この工事が進むにつれて、やはり高さまたは橋げたと申しますが、柱等が邪魔になる関係、これらの段階でまず改修をしなければならぬんだと思いますが、その時点におきましてスロープ式で、やはり自転車や乳母車や、また若い足の不自由な方が安全に渡れるように階段式をやめまして、スロープ式にこの時点で建設していただきたいと思います。この富士見橋については御要望いたしておきます。

次に、桜祭りにつきましては、ただいま部長から答弁がございまして、たとおり、管理についてはシルバー人材センターをお願いして、毎年御丁寧にある程度の予算を計上し、そして管理をしておると。また、消毒等につきましては、別の予算等もちまして、特に夏等について大いに消毒をされているということでございますし、五百数本のこの大きな桜を育てるに

は、やはり二十年以上の年月がかかわるわけでございしますので、ぜひこの管理等につきましては、今後とも念を入れて今まで以上に管理を強化して、そして長く保存できますよう、この管理については御要望申し上げます。よろしく願います。

警備、警護についてでございますが、やはり酒を飲む席でなかなか人間の正常化が保てないときもございしますし、また若い者でございしますので血が頭に上り、けんか等もあろうかと思えます。また、本年大きな団体でけんか等がございまして、やはり一般市民の御婦人方ございしますが、このけんかの巻き添え等もありまして、かなり御迷惑をかけたということでございます。また、この実行委員会の方が身を挺してこれを警備する、また制止するということは、非常に危険でございます。やはり制服を着た職務でございします警察官がこれを直ちに制止することが一番望ましいわけでございしますが、現在二回の詰所等を見ますと、実行委員会の方かあの場所に詰める席でございまして、やはり警察官が制服を着て立ち寄るということは、一般市民から見まして、警察官から見しても

ちよつとあれではなからうかと思ひまして、別なもので、小さなテントでも結構でございますが、立ち寄り場というような所をつくっていただきたいと思います。警察官がいつでもそこには来て立ち寄れるということによりまして、この警備、警護等が万全にいくんじやなからうかと思ひます。この点につきましてもう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、PRについてでございますが、やはり七夕もそうでございますが、全市的、また各地区、駅等にPRされていただいて、結構だと思ひます。この点につきましてはなお一層のPRをお願いして、まだ桜祭りも二回でございますので、三回、四回と数を重ねるにつれて、やはり羽村の桜より福生の桜の方が有望でございますので、ぜひ観光客の誘致に一生懸命PRをしまして、お願いしたいと思います。

トイレにつきましては、先ほど部長から言われましたとおり、昨年よりことしというように増設もされておるそうでございます。また、掃除等については一回か二回掃除をして、それできれいに掃除をし、くみ取りをして、そして観光客の皆さんに快適なトイレを使つていただくというお答

えでございますので、ぜひこの点につきましても、やはり私有地を利用してトイレをつくるわけでございますので、なかなか嫌われる点もございますし、うが、よく御理解をいただきましたとして、トイレの増設等につきましても年々ふやしていただくように、これも強く要望しておきます。

それから、催し物についてでございますが、やはり七夕祭りと比較しまして、桜祭りは期間が長い割には、催し物は数少ないと思ひます。私が提案申し上げるこの件につきまして、実は桜祭りに写真コンクール等も開きまして、ミス福生等もおりますので、やはりモデルを使いましてこの桜に対する写真コンクール等も催したどうかと提案申し上げるわけでございます。また、ことしのみこし等もかつかれました、非常にこの桜祭りが盛り上がりましたので、来年もこのみこし等をかつぐ方には御協力を願ひまして、ぜひこれら等ももう一台でもまたみこしをふやしていただくようにし、それで子供さん等もこのみこしに参加できるような、各みこしの関係者ともお話しなければならぬんですが、実行委員会の方に、この点につきましても御要望をお願いしたいと思います。

それから、やはり定期的に天候も不順でございしますが、七夕もそうなんです。夏には花火というように七夕はやって、定期的にいいんですが、この桜祭りにも花火をしたらどうかと。ただ夜の花火はかりにやなくて、昼間上げる花火もあると思います。また、音だけの花火もあるうかと思ひますので、必ずしも花火は金をかけるばかりでもなく、ただ音のする花火だけでも、この桜祭りをしていうことで、大きな盛り上がりでPR等になるうかと思ひますが、この花火についてもう一度お答えをお願いしたいと思ひます。

流し踊りにつきましては、御婦人の方がセット等いろいろな関係がございまして、やはり予備日をつくるということは大変な負担もかかるし、また迷惑でございしますので、この点につきましては、天候に恵まれしうらせひ流し踊りを成功させていただきたいと思ひます。この点につきましては結構です。

また、露店についてですが、これはやはり電気、水等も使わなければならぬし、そして年々露店商がふえてくる中で、露店商としても

場所等の大きな影響で売り上げ等も違うわけでございしますので、ある程度かわり合いを持たなければ、今後トラブル等が起きるのじやなからうかと思ひてこれを申し上げたんでございしますが、やはり七夕等と違ひまして、路上に店を張るといふことじやないんで、市道等でございします。また、あそこには明神下公園という公共の公園がございしますが、やはりこの公共の公園にせひ露店を張らせてくれというお願い等もあるうかと思ひます。

特に露店商については、かわり合いを実行委員会としては持たないという事でございしますが、今後の課題として御検討願ひたいと思ひます。それに、今後の計画として今までの実行委員会でするやうな事、他市におきましては観光協会というようなものを設立して、そしてこの観光行事をある程度やっているように見れるんですが、福生としては観光協会というのはございしません。しかしながら、やがて福生市の観光資源を開発していく中で、今後実行委員会が末永くやっていくのも結構ですが、ここいらで観光協会というものも見直してはどうか。そして、観光協会等もつ

くって、こういう観光行事については観光協会が責任をとるとか、どういう形になろうかと思いますが、その考えについて計画がありましたら、市長から御答弁願いたいと思います。

それから、次に熊川分水の件でございますが、ただいま市長さんの答弁の中で、保全していく考えがあるということで、ぜひ保全に向けてお願いしたいと思うわけでございますが、やはり権利者、関係者等の御理解等も得られなければならぬわけでございますが、保全していく上で行政がどのようにかわりを持たなければならぬか、それをもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

それから、聞くところによると、ここ二、三年この熊川分水の権利者の方たちが、市に分水についていろいろ御相談に伺っておるということでございますが、その話し合いされた時点、またいろいろその経過等について、できる範囲で結構ですからお聞かせいただきたいと思います。

それから、課税対象となっているこの分水路でございますが、井溝としての課税が非課税になるというようなこの税法の文章でございすが、

やはり熊川分水は今後保全され、そして水が確保されて、復活と申しますか、復活された時点におきましては、ぜひこの全分水につきましては、もう一度調査をしていただきまして、できる限り非課税の対象になりますよう強く御要望申し上げます。

以上が二回目の質問でございます。答弁をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（森田治男君）　これより午後一時まで休憩いたします。

午後十一時五十六分　休憩

午後一時　開議

○議長（森田治男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（田村匡雄君）　齋藤議員さんの御質問にお答えいたしますが、自席からお許しをいただきたいと思ひます。

このように観光ということではいろいろとあるので、観光協会をつくる考えがあるのかというようなお話でございすが、はっきりとしたあれはわかりま

せんですが、昭和三十年ごろだと思いましたが、観光協会が福生にはあったわけございまして、それが観光協会が今はございせんが、そういうたやめた時点のいろいろの経緯等もございまして、今後この観光協会につきましても、内部で一応検討をさせていただき、また、皆さんとも御相談の上考えさせていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

○建設部長(森田 進君)

自席からお許しをいただきまして、御質問のうち下の川の側道の隧道の關係と、それから熊川分水の市のいままでののかかわりの経過、その二点について御答弁を申し上げます。

まず、下の川の側道の隧道整備の關係でございすけれども、現況について申し上げます。五日市線の盛り土でございすけれども、この盛り土については、先ほど御指摘にもありましたけれども、南側に下の川と側道、それから富士見公園という公園がございまして、その富士見公園の公園をまたいでおります富士見橋がございす。たまたまその側道につきましても、その公園が五日市線の盛り土に張りついて整備がされ

ております。そういう点で、側道は下の川から離れまして公園を一応巻いておると、そういう現況が南側にございす。側道については、五・五メートルの幅員を持った市道でございす。

それから、北側について申し上げますと、北側については、下の川の側道とそれから五日市線に沿った市道が、それぞれ幅員四メートルで一応整備されております。それで、あと三中がその盛り土に沿ってございす。

それから、五日市線の盛り土でございすけれども、これはちやうどつけ根の所で高さが大体十一メートルぐらいございす。それから盛り土の幅が四十メートルとそういう状況でございまして、下の川の整備と平行して、今の側道を抜きますと、公園の一部をつぶすと申しますか、そういう形で取り込みませんと市道には整備できなわけでございます。それから、市道の幅員が南と北で片方が五・五メートル、片方が四メートルとそういう違いがございす。それと、盛り土部分が大変幅も広いでし、また高さもあると、そういう点で非常に何か工事費がかさむと、そういった問題を抱えております。

一方、五日市街道につきましては、南側の部分については、幅員が四メートルで、今若干五日市街道の盛り土の部分で少しよけて、これもやはり側道が五日市街道に抜けておると、そういう現況がございます。北側については、そのまま側道が盛り土にぶついて、それが袋小路になつていると、そういう現況がございます。これは高さが五メートルございまして、盛り土の幅としては二十メートルでございます。

問題点としましては、五日市街道に若干地下占用物がございまして、私どもで確認している中でも、公共下水道等がそこに入っております。そういったものが今後、隧道整備の中で問題になるのじやないかとそんなふうにご考えております。

いずれにいたしまして、これからの整備といたしましては、下の川の断面改修と合わせまして、そのふたかけの問題、それから側道の問題。それで下の川のふたかけについては、そこを即車道というふうな形で整備は若干。強度等の面で難しい問題が出てくるとそんなふうにご考えております。

したがしまして、今考えている計画といたしましては、下の川については、緑道ないし遊歩道というふうな形で整備が望ましいのじやないか。それから側道については、今公園等の問題がございますけれども、できれば若干公園等を取り込みまして、市道としての整備、あるいは隧道の整備をしていきたいとそんなふうにご考えております。

それから、五日市街道につきましても、今申し上げました若干問題点はございますけれども、御指摘の通学路としての利用効果もございまして、先ほど来御指摘いたしております避難道路、あるいは双方の地域の交流の問題、そういう問題を含めまして、できるだけ今の遊歩道とそれから車道を区別した形で整備をしていきたいとそうように考えております。それからもう一点、熊川分水の経過でございますけれども、これにつきましては、分水の水利権者の一人でございます石川弥八郎さんから、実はこの春にお話がございました。その私の方にお話があったということ、は、一つは、玉川上水が近年、一カ月あるいは二カ月にわたりまして渇水するとそういう状況がございまして、なかなかそれが熊川分水が維持でき

ない一つの要因でもあると。そういうことから水の問題を解決したいんだとそういうことで、玉川上水の今後の水の流れの見通し。それからもう一つは、もしそういったことを踏まえまして、深井戸を掘って水路に水を流す、そういうことも一応考えて深井戸を掘ることかできないものだろうか、そういう二点について私の方にお話がございました。玉川上水の見通しにつきましては、そういうお話でございましたので、すぐ都の水道局の方へ照会をいたしました。水道局といたしましては、若干事前にその分水の話を聞いていたようでございまして、そういった水路あるいはその分水を確保するというふうな形であれば常時水を流すと、そういうふうなことは一応可能であろうと、そういう御返事でございました。これは今までとまっていたというのは、当然玉川上水が素掘りでございまして、非常に何か水そのもののいゆる地下浸透とか、逃げる水が非常に多いと。そういうふうなことから今の玉川上水の水については、東村山の浄水場に行っているわけでございすけれども、現実には、その水については今でも一日千立方メートルぐらい

流れているわけでございまして、それ以外の水については、羽村のせきからそのまま村山の貯水池の方へ水を引いていると。その方が何か水としてのむだがないんだと、そんなことでございます。

そういうことから、今のその玉川上水について、逐年護岸整備と申しますか、そういうふうな工事をしております。そのために渇水と申しますが、水がなくなる状況が出てきているんだと、そういうお話でございました。その点については、今後そういう水路の保全とかそういう問題があるんですけど、できるだけその工事中も水を流すような手法を検討しよう、と、そういうお話でございました。そのかわりこの水を流すにつきましては、当然何か関係者と文書交換等をして、その水路というものを将来とも保っていくんだと、そういう見通しの上に立ってそういうふうな処置を講じていきたいと、そういうことが東京都水道局としての私どもの照会した範囲での回答でございました。

それからもう一点、深井戸を掘ることということでございしますが、これはたまたま、今熊川分水の取り入れ口の所に石川さんの雑木林がございまして

この深井戸を掘ることが可能であれば、この雑木林はそのまま深井戸の堀削用地として市に提供してもいいと、そういうお話もそのときに申されたわけでございます。そんなこともございまして、多摩環境事務所の方へ私の方から照会をいたしました。その段階では、今この多摩地区については、非常に地盤沈下と申しますが、そういうことが出ておりまして、つい一月ぐらい前にも新聞にも載っておりましたけれども、深井戸の用水を制限するとそういう状況が生まれております。そんなことで、深井戸については全く許可することはできないと、そういう御返事でございました。私の方で得た情報はそういうことでございまして、その点については石川さんの方へ申し上げてございますが、これとは別に、石川さんがある人を介しまして東京都へ出向をしまして、それで東京都の関係者に多摩川分水の保全についてお願いしたという経過がございます。その中ではやはり今の水の問題、これが第一でございますけれども、そのほかにもこの水路を都の文化財の指定ができないものだろうか、あるいは若干自然環境としての要素を持っておりますので、そういった意味での指定ができません

ものだろうか、そういうことを含めて東京都にお願いしたようでございます。東京都の方も、それぞれ関係者が集まりまして、そういった相談をされて、結集いたしました。なかなかいろいろな指定については難しい問題を含んでおると、そういうことから水の問題、これについては私が先ほど申し上げました回答と同じでございますけれども、そういうお話が石川さんの方へ返ってきていると、そのように聞いております。そういう点で、今までの経過の中では、玉川上水の水を将来とも、一日千立方メートル確保できると、そういうことが東京都の中で明らかにされたというところでございます。以上が私の方で関係いたしましたこの熊川分水についての経過でございます。

○教育次長（須崎 進君） それでは御指名いただきまして、熊川分水の保全についてお答えを申し上げます。

先ほど市長が行政とのかかわりということを御答弁申し上げましたが、一つには、文化財の指定がどうかと存じます。市にとって重要な構造物、遺跡など学術上価値の高いもの及び歴史、文化等正しく理解して